

被告西村第3準備書面(抜粋)

記

令和5年5月9日13:32

本件タンクローリーが、リージョナルパワー株式会社に対して、重油1000ℓを納品した(丙5の1の1~2)。

5

令和5年5月9日15:10

本件タンクローリーが、本件木協ステーションの給油機から、重油1700ℓの給油を受けた。→+1700

10

令和5年5月9日21:15

本件タンクローリーが、日本窯炉株式会社に対して、重油1500ℓを販売し、本件タンクローリーにより納品した(丙5の2の1~2)。→ $\Delta 150 = 1550$

15

令和5年5月10日17:52

本件タンクローリーが、本件木協ステーションの給油機から、重油2850ℓの給油を受けた。→ $+2850 = 4400 > 4000$

20

令和5年5月10日21:19

本件タンクローリーが、日本窯炉株式会社に対して、合計重油3250ℓを販売し、本件タンクローリーにより納品した(丙5の3の1~2)。

25

(3) 以上のとおり、令和5年5月9日及び同年同月10日の本件タンクローリーは、重油のみを給油して顧客に重油を配送していたのであって(丙5の1の1~丙5の3の3)、軽油も灯油も給油していないのであるから、およそ不正軽油を製造することは不可能であって、原告の主張は事実と反する虚偽の信用毀損である。